

(写)

スポーツライミングのまち龍ヶ崎基本構想策定審議会条例をここに公布する。

令和6年6月24日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第19号

スポーツライミングのまち龍ヶ崎基本構想策定審議会条例

(設置)

第1条 スポーツライミングのまち龍ヶ崎の実現に向けた基本的な構想（以下「基本構想」という。）の策定に関する事項を審議するため、スポーツライミングのまち龍ヶ崎基本構想策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本構想の策定に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者又はその指名する者
- (3) スポーツライミングに関し専門的な知識を有する者
- (4) 公募の市民（龍ヶ崎市まちづくり基本条例（平成26年龍ヶ崎市条例第58号）第3条第1号に規定する市民（法人その他の団体を除く。）をいう。）
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の諮問に係る調査審議が終了するまでの期間とする。

2 特定の職により委嘱された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、健康スポーツ部スポーツ推進課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が審議会の意見を聴いて定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年龍ヶ崎市条例第110号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第1条関係）			別表第1（第1条関係）		
職名		報酬の額	職名		報酬の額
省 略			省 略		
スポーツ推進計画審議会委員	会長	日額 4,800円	スポーツ推進計画審議会委員	会長	日額 4,800円
	委員	日額 4,400円		委員	日額 4,400円
スポーツクライミングのまち龍ヶ崎基本構想策定審議会委員	会長	日額 4,800円	教育支援委員会委員	委員長	日額 4,800円
	委員	日額 4,400円		委員	日額 4,400円
教育支援委員会委員	委員長	日額 4,800円		調査員	日額 3,900円
	委員	日額 4,400円			
	調査員	日額 3,900円	省 略		

省 略